

放射線審議会 第151回総会

議事録

1. 日 時 令和3年2月12日(金) 10:00～11:25

2. 場 所 原子力規制委員会 会議室 B/C/D

(東京都港区六本木1丁目9-9 六本木ファーストビル 13階)

3. 出席者

委員

石井 哲朗 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
J-PARCセンター 副センター長(安全統括)

大野 和子 学校法人島津学園 京都医療科学大学
医療科学部 放射線技術学科 教授

小田 啓二 国立大学法人 神戸大学
理事・副学長

甲斐 倫明 公立大学法人 大分県立看護科学大学
看護学部 人間科学講座 教授

岸本 充生 国立大学法人 大阪大学
データビリティフロンティア機構
ビッグデータ社会技術部門 教授

高田 千恵 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
核燃料サイクル工学研究所
放射線管理部次長 兼 線量計測課長

谷川 ~~功~~攻一 福島ふたば医療センター
センター長・附属病院長
福島県立医科大学 特任教授

中村 伸貴 公益社団法人 日本アイソトープ協会
医薬品部 部長

松田 尚樹 国立大学法人 長崎大学
原爆後障害医療研究所 教授

横山 須美 学校法人藤田学園 藤田医科大学
研究支援推進本部
共同利用研究設備サポートセンター 准教授

吉田 浩子 国立大学法人 東北大学大学院 薬学研究科
ラジオアイソトープ研究教育センター 准教授

原子力規制庁（事務局）

山田 知穂 核物質・放射線総括審議官

小野 祐二 放射線防護企画課長

高山 研 放射線防護企画課企画官

説明者

原子力規制委員会 原子力規制庁

宮本 久 放射線防護グループ 安全規制管理官（放射線規制担当）

中崎 尚俊 放射線防護グループ 放射線規制部門 総括補佐

林田 英明 原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 総括補佐

鈴木 健之 原子力規制部 原子力規制企画課 総括係長

4. 議 題

- （１）放射性同位元素等規制法の関係告示の改正について（諮問）
- （２）ICRP2007年勧告の取り入れ（放射線業務従事者に対する健康診断）について
- （３）その他

5. 配布資料

- 151-1-1号： 平成12年科学技術庁告示第5号（放射線を放出する同位元素の数量等を定め件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（諮問）
- 151-1-2号： 参考資料（説明資料等）（原子力規制庁提出資料）

151-2-1号： 放射線業務従事者の健康診断に関する前回（第150回）の議論の概要について

151-2-2号： 放射線業務従事者に対する健康診断に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ（案）

参考資料1： 放射線審議会委員名簿

参考資料2： 放射線審議会第150回総会議事録

議事

○甲斐会長 おはようございます。会長の甲斐でございます。

定刻になりましたので、放射線審議会第151回総会を開催いたします。

まず、事務局のほうから定足数の確認をよろしくお願いいたします。

○小野放射線防護企画課長 事務局の小野でございます。

放射線審議会総会は、審議会令第3条の規定により、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができないということとされてございます。本日は、現在のところ、委員14人中11名が出席しており、定足数を満たしてございます。

○甲斐会長 音声が入っていないようです。

○小野放射線防護企画課長 失礼しました。聞こえていますでしょうか。

甲斐会長、聞こえていますでしょうか。

甲斐先生のところ、スピーカーは。

○甲斐会長 すみません。大丈夫です。オーケーです。

○小野放射線防護企画課長 よろしいでしょうか。

それでは、もう一度繰り返させていただきます。

事務局の小野でございます。

放射線審議会総会は、審議会令第3条の規定により、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができないとされてございます。本日は、現在のところ、委員14名中11名が出席してございまして、定足数を満たしてございます。

また、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策のためテレビ会議システムによる開催とさせていただいており、インターネットで中継公開してございます。

以上でございます

○甲斐会長 ありがとうございます。

失礼いたしました。

次に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○高山放射線防護企画課企画官 本日の会議資料につきましては、委員の先生方に事前にお送りさせていただいておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

本日の資料でございますが、まず、議事次第がございます。そして、議題1に関連する資料として、資料番号151-1-1、それから151-1-2がございます。そして、議題2に関連する資料として、資料番号151-2-1、そして151-2-2がございます。

また、参考資料として委員の先生方の名簿が参考資料1としてつけてございまして、二つ目の参考資料として前回第150回の総会の議事録をつけてございます。

資料に関しては、以上でございます。

なお、参考資料1の委員の先生方の名簿でございますけれども、先生方の御所属、それからお役職などに変更がございましたらば、後ほど事務局まで御連絡いただければと思います。

また、通常の会議のときに御用意しておりますICRP勧告などの常備資料についてでございますけれども、今回もWeb会議での開催ということですので、こちらに関しては、電子媒体での事前の送付をさせていただいているところでございます。

また、議事を進行する上で幾つか御注意いただきたいことがございますので、申し上げます。

まず、御発言をされる際には、カメラに向かいまして挙手いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

そして、御発言の際は、インターネットを介しているということもございますので、通常よりもゆっくりめで御発言いただけましたら幸いです。

また、ハウリングの防止のために、御発言のとき以外は、マイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

そして、音声聞き取れない場合、それから映像が確認できない場合といったような不具合が生じた場合には、会長、または事務局からその旨を申し上げますので、申し訳ありませんが、その際には、再度の御発言をお願いいたします。

また、システムの不具合などによって音声途切れてしまうといったような場合、そのような場合は、不具合が解消されるまでの間、議事進行を一時的に停止させていただく場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

そのような運用で行わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、議題に関してですけれども、本日の議題1に関係しまして、こちらは原子力規制庁から諮問に関する説明をさせていただきます。議題2に関しては、事務局のほうから御説明をさせていただきますと思っています。

以上でございます。

○甲斐会長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿いまして、始めていきたいと思っています。

まず議題1でございます。議題1は、放射性同位元素等規制法の関係告示の改正についての諮問でございます。

東京電力福島第一原子力発電所敷地内において、放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関わる放射性同位元素等規制法の関係告示の改正についてでございます。

これについて、先週2月3日付で、原子力規制委員会より諮問がありましたので、本日、放射線審議会において審議を行いたいと思います。

まず、最初に、原子力規制庁から、この諮問の内容につきまして御説明をしていただき、その後、審議を行っていききたいと思います。

それでは、まず御説明のほうをよろしくお願いいたします。

○原子力規制委員会 宮本管理官 原子力規制庁で放射性同位元素等規制法、いわゆるRI法の規制を担当しております宮本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、今御紹介いただきましたとおり、RI法の告示の改正についてお諮りをさせていただくというものでございます。

資料のほうは、正式な諮問文は、151-1-1ということでありまして、説明をしやすいうように、その後の参考資料151-1-2、こちらのほうを使いまして説明をさせていただきます。

まず2/36ページでございます。どうしてこのような告示を改正するに至ったかという背景でありますけれども、今1Fの方では、特定原子力施設として廃炉の作業が進んでいるという中で、その中に、分析をする施設というのが今予定されているということで、ここでRIを使う。従いまして、原子炉等規制法だけではなくて、RIの方も許可を受けなければいけないということになるというものでございます。この点について、どうするかということ、これが背景ということでございます。

そのときに、今タイトルでございましたように、事業所境界の線量算定というところをどうするかということについて、3/36ページの改正の考え方でありませけれども、この事業所境界の線量の算定ということについては、当該許可施設だけで、他の施設からの由来する分を含めるということは求めていないという背景、それから、原子炉等規制法においても同様である。それから、今の福島第一原子力発電所では、実際には事故放出物によって1mSvを超えているというような状況がございます。

今の1Fの状態については、いわゆる追加的放出ということに対して1mSv/y未満ということとを求めるという規制が行われておりまして、これは今、達成されているという状態にあります。

このように通常とは違って特別な管理が行われている1F敷地内に設置される施設、これについてのRI法の扱いをどうするかというところについて、今回の規定では、「RI等を取り扱う事業所境界の線量は、当該許可施設自らに起因する放射線について算定する」ということの規定を入念的に設けたいというものであります。

今回は、原子力規制委員会での審議においても、この点についていろいろと議論がございました。この点については、放射線審議会に諮問させていただく際に、原子力規制委員会での議論、この点についてもよくお伝えして御審議いただくようにということで、事務局、我々のほうは指示を受けてございます。

詳しくは、議事録の方を付けさせていただいているところでありませけれども、ざっと言いますと、現行規定について診療と自然放射線を除くという規定になっているということについて、いろいろ議論があつて、これは施設の規制値というところでありませけれども、個人に対する線量限度と同様に規定されているということ。それから、施設の規制の運用については、当該許可施設由来の影響を規制するというもので、これまでも運用されてきているということでありませ。

先ほど申し上げましたように、1Fが特別な状態にあるということ踏まえて、そこでRIを使う場合に、RI法の規定をどのように取り扱うかということが議論になってございます。

この際に、今回の規定内容は、先ほど申し上げたとおり、第2項、福島第一原子力発電所内でRIを使う場合について、入念的な規定を設けるということでありませけれども、最後、これが決まるまでの過程においては、その除くという形ではなくて、施設由来のものを評価するという規定に変えてはどうか。それから、運用自体は変わらないので、考え方を整理して何か見解のようなものを出すでありますとか、この両方をやる、あるいは、そ

のやり方についてもいろいろあるであろうというような議論があり、原子力規制委員会の委員でもいろいろな意見がございましたけれども、今回はいろいろと課題はあって、継続的な議論は必要ということではありますけれども、今回のような入念的な規定を加えるということで、放射線審議会に諮問させていただくということになったというものでございます。

6/36ページの下のほうが、これは改正内容でございますして、第二十四条のところ、除外等ということで、今までは診療の除外等ということになってましたが、線量等の算定の除外とタイトルを変えまして、2番の第2項のところ、1F内でRIを使う場合の事業所境界の実効線量の算定については、当該許可施設由来のものということをも明記するということが追加されているというものであります。

あと4/36ページ、これ参考でございますけれども、両法の規制になるということで、運用を今後考えていくという中で、どうなっているかということでもありますけれども、両法の許認可をしてもらい、取得してもらい。それから、主に内容としては、分析研究はJAEAが担当し、発生した廃棄物の管理は東京電力。これらの保安活動の統括管理は、実施計画において東京電力が行うということ。

それから、これは法律が違いますけれども、実態的には、先ほど申し上げました現在の1Fに求めていること、追加的放出1mSv未満ということ、これについては、この分析研究を行っても、同様にその範囲内になるように管理することを求めていくということでもあります。

それから、放射線業務従事者の管理、これは現状とほぼ変わりはないということでもありますけれども、通常、管理区域の出入口で管理されているわけですが、1Fの場合には、1F施設に出入りするところ、これで管理をされておりますので、その状態は変わらないということになります。

参考までに、5/36ページの下の方に、参考資料という絵がございますけれども、1F内のこのような位置に分析研究施設を設置するという予定になっているというものでございます。

説明は以上でございます。

○甲斐会長 ありがとうございました。

ただいま諮問の御説明に関しまして、原子力規制委員会で既に議論のあった、諮問に関わる議論の紹介も一部ございました。原子力規制委員会における議論といたしますのは、

施設の性能を評価することを目的とした敷地、または事業所境界の制限に関わる規制値が、個人に注目した公衆の線量限度であるように混同される記述に読み取れるというような誤解が生じる規定になっていないのかというような御指摘もあって、今後の検討課題が見られるかなということであるかと思えます。

まずは、今回、審議会としましては、諮問をされておりますので、まず諮問の妥当性について審議を行っていく形を取りたいと思えます。その上で、この規制委員会であった議論について、この課題について、先生方の御意見を伺っていきたいと思っております。

まず、この規制庁からございました諮問の内容に関わる説明につきまして、御質問、御意見をいただければと思えます。よろしく願いいたします。

石井委員、どうぞ。

ミュートを解除していただけますでしょうか。

○石井委員 すみません。ここで入念的にということ、わざわざ許可対象施設、自らの施設に起因する放射線がということを行うために、新たなこの例外規定を設けるということになっているんですけども、これは、逆効果があるような気がしています。この入念的に言うのであれば、むしろ元の条項のほうに、自らの施設からの放射線というところを本来なら記載すべきことかなと思っていて、ここで逆にこうやって例外規定をつくることによって、恐らくは、もともとやはり、これは自らの施設から出る線源に対する施設の基準になっているものだと思いますので、逆にこのもともとの告示の項目に自らのものじゃないものが本来含まれているようなことを暗示させるようなことになるので、私としては、この新たな項目をつけるのではなくて、これまでの条文というか、告示の文のまま、今までの解釈でやるのか、もしやるのであれば、自らの施設からのものであるということを明示したほうが規制対象がはっきりするので、いいのではないかなというふうに感じてます。

○甲斐会長 ありがとうございます。

もともとの条文の趣旨ですね、もともとの条文の趣旨は、施設からの寄与を管理をし、その上で、施設の性能評価を行うということが確かに趣旨ではあるわけですが、そう読み取れないようなちょっと記述があると、つまり個人に着目したような記述になってしまっている。

今回、特にポイントになっておりますのは、御存じのように、1Fの中では、事故後の、事故による汚染物からの周り、敷地内では汚染物による寄与というのがあるわけですので、そういったものを施設の性能評価というのは、本来であれば別なものだというこ

とで、その辺りの表現、この規制値をつくる上での性能評価という意味では、どのような記述が本来であるべきなのかということの審議、規制委員会でもそういったことが議論になったようだというふうに理解をしています。

事務局のほう、いかがでございましょうか。今の石井委員の御意見について、いかがでございましょうか。

○原子力規制委員会 宮本管理官 原子力規制庁の宮本です。

今、言われたことにつきましても、原子力規制委員会での議論でもどうしたらいいのかというのはいろいろあって、いろいろ課題は、この決め方をしたとしてもまだ課題はあるし、やっていかなきゃいけないことがありますよねということではありますけれども、もともと考え方を变えるということではなくて、ここにありますように、1F内ということに限定した入念的な規定の追加ということ。

なぜそこを行うかという、先ほど申し上げましたように、1Fだけ特別な管理をされているということで、その規定を入れるということが、1FでRIを使っていくということがあ
る中では、今の対処としてはそうなるであろうということでもあります。

もう一つ、参考にあります、申し上げますと、3/36ページのところ、現在の条文がどうなっているかという、二十四条の1項のところ、第何条～第何条まで、何条、何条ということ、まとめて診療や自然を除くということになっているわけですがけれども、先ほど甲斐会長からもお話がありましたように、この中には施設の規制を定めているものもありますし、いわゆる線量限度という、実効線量限度であるとか、等価線量限度とか、そういうものを定めているものもあるということで、これがこれまで行われてきたので、本格的にやろうとすると、すぐにもできないし、この運用自体は一応定着しているんだろうというようなこともあって、特別なところを入念的に入れましょうということになったということでもあります。

○山田核物質・放射線総括審議官 原子力規制庁の山田でございます。

一言ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

今、石井先生からの御指摘をいただきました点ですがけれども、これは、実は規制委員会の場でも同様の御指摘をいただいております、今回、ここを特別に規定をするということで、従来、事故由来のものを考慮しないという運用をされていたのであれば、かえってこういう新しい特別の規定を入れることによって波及的にいろいろな、別の議論が生じるんではないかということ、指摘をいただいております。

ただ、いろいろ御議論があった上で、最終的にやはり1Fというところは特別なところなので、今回はその特別であるということをもってして、ここについては、改正をするということで、放射線審議会の諮問をさせていただこうというふうに、委員会の場ではそういう結論になったということで、今回の諮問をさせていただいているという次第でございます。

○甲斐会長 ありがとうございます。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○甲斐会長 聞こえます。

○吉田委員 今のお話、説明がございましたけれども、実際に東北大学は、宮城県仙台市に位置しておりますので、この事故由来の線量の影響というのは、事故直後からずっと受けてまいりました。運用のレベルでこの1F由来の線量については、除外するという運用をやってきたわけでございます。それはRI規制法の眼目というのは、この当該施設における貯蔵と使用と保管廃棄、その線量を評価するべきであって、そのほかのものというのは、これに当たらないというふうに考えて運用してまいりました。

しかしながら、今お話がございましたように、1Fだけが特別であるということは、十分に分かるのではありますけれども、この書き方によって、それよりほかの施設については、従来運用でそのようにやってきたものについてどう取り扱うのかと。かえって誤解を生じるというところがあるというのは、実際そのとおりであると思います。

それから、さらに、運用のレベルではあるんですけども、個人被ばく量の測定というのは、同じ考え方から、当該施設における申請して承認を受けた作業からの被ばく線量を管理するという目的で行っています。そうしますと、そこの中で、申請して、承認を受けた作業に、更に被ばく線量はその想定内であるということを担保するという形で使っている。それで、それが想定外であれば、あるはずがない、あるいは低減できる被ばくであれば、低減するような作業手順の見直しを求めるといいうように、実際の運用というのを行われてきたものでございます。

ですので、この中では、トータルの線量として評価するというふうに書かれていますけれども、ちょっとどうしても場当たりの書き方という印象は否めず、これを入れるのであれば、今申し上げたようなことに対しても慎重な配慮というのが必要であるというふうに思います。

以上です。

○甲斐会長 ありがとうございます。

吉田委員からは、この福島事故における通常の施設からの寄与以外のものも、ほかの施設でも同様に起きている。その上では、その中では、運用の中で対応してきているんだと。この1Fの中だけの施設がこういうような記述をしてしまうと誤解を与える可能性もあるんじゃないかと、そういう御指摘かと思います。

事務局のほう、いかがでしょうか。

○原子力規制委員会 宮本管理官 原子力規制庁の宮本です。

ちょっと繰り返しになりますけれども、今おっしゃられたことも原子力規制委員会では、同じように議論がございました。ちょっとパッチ当てをすると、別の穴が空くんじゃないかというようなお話も議論の中ではあったということでもありますけれども、そういう意味では、どれかを完全にしようということはないということ、できないということであって、継続的にも議論をしていくということではありますけれども、一つは、先ほど申し上げましたように、吉田委員が言われましたように、現行の規定の書き方がどうかというのはありますけれども、運用としては、今言われたことが行われてきていて、その運用というのは、変わらないということ自体は変わらないということでもあります。

○甲斐会長 ありがとうございます。

そのほか、この点につきまして、いかがでしょうか。

岸本委員、お願いします。

○岸本委員 私のほうから、今この第二十四条の1項のほうの付け加えた最後の1文についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

ここは、「この限りではない」と書いてあって、このが何が指しているかということちょっと確認させていただきたいなと思いました。

多分、先ほどの説明の中で、除くというようなアプローチじゃなくて、この施設由来だということを確認するために、する書き方に第2項でしたというふうにおっしゃったと思うんですけど、この限りではないという言い方をすると、除く、除く、アプローチの除くをもう一個つけるというような何か印象を持ったんですけど、これは整合的なんですかということを確認させてください。

○甲斐会長 いかがでしょうか。

○原子力規制委員会 宮本管理官 原子力規制庁の宮本です。

今おっしゃられたことも議論があったということではありますけれども、要するに、除く、除くといって、除くをいっぱいつけていくということがいいのか、どうするかということがありまして、ここには少なくとも1F内については、もうこうだということで、すばっと書いてしまったほうがいだろうということでの考えで現在この案になっているというものであります。

○岸本委員 すみません。その場合に、何か、この限りではないという書き方でいいのかというの、ちょっと疑問に思ったんですけど、国語的な問題で。この限りではないというと、何か診療と自然放射線を挙げて、更に何か除くものを付け加えるような印象を持ったんですが、ちょっと解釈が間違ってますかね。

○甲斐会長 いかがでしょうか。この限りではないということの意味をもう少し御説明いただきたいということです。

○原子力規制委員会 中崎総括補佐 原子力規制庁、放射線規制部門の中崎と申します。

このただし書の意味するところでございますけれども、これは法令用語、法令的なテクニク的なところになってまいりますけれども、第二十四条で十条に関する算定の考え方というのが、診療放射線、自然放射線被ばくを除くことによって算出するというふうにしつつ、二十四条の2項では、十条に関する線量の算定の考え方というのが、自ら発出するもので算出するというふうに書いてあって、そのどちらが適用されるのかというのが、このただし書がなければ曖昧になってしまいますので、したがって、第1項にただし書を置くことによって、1Fについては第1項の除く方式ではなくて、第2項の自ら発出する算出を採るんだということを条文上、明確にするものであるという、そういう意味でございます。

○岸本委員 分かりました。要するに、これが指しているのは、この第1項、ある意味、全体を指しているという理解で、分かりました、それなら。

○甲斐会長 この二十四条の2項に規定するものは、この条文、二十四条のものは当てはまらないという、そういうことかと思えます。

それでは、ほかの委員。先ほど手が挙がっておりました松田委員、お願いします。

○松田委員 松田でございます。

私は、これを拝見しますと、やはりこの追加条文は必要ないんじゃないかなと、個人的には思っております。

二つ理由があるんですけども、一つは、そもそもこれを付け加えることによって、今造られている施設がRI法に基づく施設能力を満たしているという要件ですよ、そこがク

リアできるということで、ここを変えなきゃいけないということかと思うんですが、ただ、実際に運用が始まりました、月に一度は空間線量率を事業所境界で測定しなきゃいけないんですけども、廃炉バックグラウンドのところで測定するわけですから、線源からの寄与なんて絶対測定できないですよ。結局、運用で何とかせざるを得ないわけです。

この運用の予定についてという4/36の資料を拝見しましたが、今度は中にRI法のもので、それから恐らく炉規法の両方があるから、それで全体通して1mSv未満で管理すると。これ結局計算でないとできないと思うんですよ。

だから、結局、同じ事業所境界の線量限度であっても、許可のところだけこれを使って、実際の測定と記帳のところは運用でやるという、そういうねじれたことになってしまわないかということがあります。それが一つ。

それから、もう一つは、そもそも事業所境界における線源とは何なのかという明確な条文はもちろんないですよ。普通は、管理区域内、貯蔵区域にある線量から遮蔽計算して、事業所境界の線量を考えますが、例えばその近くです、別の放射線施設がありますという場合に、当然そこからの寄与が考えようと思えば、考えるわけですけども、その値は、じゃ合算しているのかどうかと。これもどこにも書いていないですよ。運用で、あるいは立入検査のときに、あるいは申請したときにそういうディスカッションになっていくという、恐らくそういう今、処理になっていると。一番合理的と思われるものをというものを考えられているように今は思っています。

その意味で考えますと、ここだけ一つ特別、入念的、理解できますけれども、特別扱いをする必要はないのではないかと。もしちゃんとこういうふうにして出すんだったら、線源というのはどう考えるのか。やはりそこを明記しないと、どうも中途半端なんですよ。という印象がございます。

以上でございます。

○甲斐会長 ありがとうございます。

恐らく、この条文がつけられた時代は、かなり古いんじゃないかなと私は想像しているわけですけども、今こういう施設からの明確な寄与を規制するという意図でつけられたんだと思いますが、その辺が非常にごちゃごちゃになっている記述になってしまっているということで、今の現実の施設の許認可だったり、実際の運用において、こういった条文を解釈しながら行われている現実があると。実際には、測定というのは難しいわけですけども。そういったこの条文だけで全てを同じように解釈し、規定するというふうにはなかなか

か難しい面があるということは確かか、御指摘のとおりかなと思います。

しかし、今回の提案は、恐らく福島第一の中で、分析施設が必要であると。恐らく廃炉を進めている上で。その施設を造る上ではどうしても法律上、設置の許可、法律に照らして、きちんと性能評価をする必要があると。そのためには、この条文に当たるということになるという趣旨かと思います。

その意味で、このままの条文では、やはり従来の運用の解釈でいくというのが、先ほど石井委員の言われたように、従来の条文も解釈の中でやってもいいんで、もし誤解があるようだったら少し付け足すという、条文を変えてしまうということかと思います。

それがやはり、そこはほかに波及することが大きい、その辺の波及がどこまで波及するかは分からないということもあるので、これは1Fだけじゃありませんから、福島を特別に入念にこういうふうに規定をしたいというのは、規制庁側の趣旨というふうに理解をいたしました。

そういったことも踏まえて、もう少し議論をいただければと思いますが、やはりいろんな問題点があることは御指摘のとおりかと思います。

今回の諮問に照らして、どういう解決方法がいいかということでございますけど。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 ありがとうございます。

この条文を入れるということからいきますと、これだけを単に入れるというのは、非常に不十分であるというふうにもう一度申し上げます。

法律は、やっぱり法律をつくれればいいという話ではなくて、じゃあ、それならそうした管理をどういうふうにしていくのか、また、特に1Fの中という、非常に国民あるいは一般の人たちからも注目が上がっているところにおいて、きちんとそれが説明できるように、説明というか、バックアップというか、資料というか、情報というものをやっぱり併せて出すべきであるというふうに思います。

○甲斐会長 ありがとうございます。

この条文の背景も含めて、しっかり情報共有をすることが大切だということかと思いません。

その点、規制庁のほう、いかがでしょうか。

○山田核物質・放射線総括審議官 原子力規制庁の山田でございます。

今御指摘をいただきました、この1Fにおける敷地境界の線量の管理ということでございます。

ますけれども、今回はRI法に関してでございますけれども、実は、もう一つの規制であります原子炉等規制法、こちらで1Fの敷地内については、特定原子力施設という事故後に新しく設けた制度がございまして、こちらに措置を構すべき事項ということを東京電力のほうに指示をした上で、それを守ってもらうという規制がございます。

この措置を講ずべき事項の中に、1Fの敷地境界では、廃炉に伴う追加的な線量を1mSv以下にすることということで規制がかかっておりまして、今回、JAEAが設置をいたします分析棟ではございますけれども、これも1Fの廃炉作業についての活動、これは実施計画と呼ばれるもので規制をされているわけですが、この実施計画の中にも位置づけられておりまして、1F全体としては、今申し上げました原子炉等規制法に基づく特定原子力施設としてしっかり敷地境界1mSvを守るという規制が行われるということで、このことについては、RI法のほうにおいても、しっかり情報を公開していく必要がございますけれども、炉規制法のほうでもしっかりと規制をして、1Fの廃炉の管理につきましては、原子力規制委員会でも、別途、特別に検討チームを設置をして、公開の審議をしながら、情報公開をしながら規制をしておりますので、そういう場面も通じて、しっかりと説明と情報公開を進めていきたいというふうに考えております。

○甲斐会長 ありがとうございます。

そのほか、他の委員の御意見、いかがでしょうか。

現時点では、この追加条項で対応するというのは、望ましくないのではないかと御意見が多いわけですが。いかがでしょうか。

どうぞ、中村委員、お願いします。

○中村委員 私もほかの委員の方々と同じく、あえてこちらは、いわゆる必要性はないのかなというふうには感じておりますが、一方で、解釈通知というか、そういったものもあるかと思うんですけれども、解釈通知も先ほど松田委員がおっしゃられたように、測定も含めて全体的な運用を出すのか、線量の評価部分だけを示すのかということで、結構、幅広に逆に解釈通知を出すということの難しさもあるのかなという気がします。

今ここで、どういうやり方がいいのかというのは、結論を出すことはちょっと難しいと思うんですけれども、もし、そういった方向性で議論するということであれば、単純にこの1Fに新しく造ろうという施設だけに特化した解釈をするのか、それとも先ほどほかの施設についても基本的な運用は変わりませんという御説明があったのかなと思うんですけれども、そちらと併せて全てを網羅した解釈通知とするのかということ幅広に議論をいただければ

ばなと思っています。

以上です。

○甲斐会長 ありがとうございます。

今ほどの議論につきまして、規制庁のほう、いかがでしょうか。

この追加ということではなくて、運用そのもの、他の施設への波及という点もあるので、運用の点から対応していく説明を加えるか、または条文を少し調整するか、そういった案かと思います。

規制庁のほう、いかがでしょうか。

○原子力規制委員会 宮本管理官 原子力規制庁の宮本です。

いろいろ議論があつて、これだけではなく、まだ継続的にも対処が必要という状態ではあるということではありますけれども、先ほど山田審議官からもありましたように、炉規法で特別な規定でされているところだから、RI法でも特別な規定を設けようということが最終的な結論であつて、今言われたこともいろいろ方法はあるだろうということについても議論が行われたところで、現在はこのように対応しようということが原子力規制委員会では決められたという状況になってございます。

○山田核物質・放射線総括審議官 原子力規制庁の山田でございます。

今いろいろ御指摘いただきましたものを踏まえて、もし今回改正をするとすれば、これによる波及的影響が及ばないように十分な説明が必要であると、もし変えるのであれば、そういう御指摘かと思しますので、ちょっと今、直ちにどういうふうによつて波及的影響を及ばないように、通常の運用は、従来と変わりませんということについてどのような御説明の仕方をしたらいいのかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思ひますけれども、そういう形で従来、1F以外の従来運用は、そのままのものではないということをお理解いただけるような手法を少し我々のほうで考えた上で対応するというようにさせていただければどうかと思ひますけれども、いかがでございましょうか。

○甲斐会長 今回のこの条文だけの追加では、やはりいろんな誤解や、また、いろんな解釈が出てしまうということで、今、審議官から説明がございましたように、何らかの説明を加えていく方向と。そういうこともあり得ることなんですが、いかがでしょうか。こういう対応につきまして、今日決めることではないかもしれませんが。皆さんの御意見を伺つて。

小田委員、お願いします。

○小田委員 私もその点、両方とも意見、よく理解できますが、私は個人的には、特別だということは、やっぱり言うべきじゃないかと思っているほうなんですけども、今、皆さん、御懸念のこれをつけることによってどういう影響があるのか、波及効果があるのかということ踏まえた上で、説明文を作るということであれば、その条件付であれば、こういう特別な、ただし書、第2項をつけるということには、賛成してもいいのかなと思っています。

○甲斐会長 ありがとうございます。

大野委員、お願いします。

○大野委員 大野でございます。

私も小田先生に類似の意見ではあるんですけども、既に吉田委員もおっしゃったように、これまで10年にわたって被災をされた地域で、早急にRI施設を稼働するために考えながら実運用をしてきたことがございます。それらが否定されないような形の説明というのをつくっていただかないと、多分、一番混乱されるのは、自分たちで考えてやっていた御施設だと思しますので、その辺りへの配慮をするべきだと考えております。

以上です。

○甲斐会長 ありがとうございます。

そのほか、高田委員、お願いします。

○高田（千）委員 高田でございます。

今後のやり方については、今までの法律論、あと規制庁のほうからの考え方で賛成なんですけども、一つこの後、メッセージを出していくということであれば、お願いというか、私の意見なんですけども、今日の説明資料の3/36ページ、上のほうで、改正の考え方を示していただいています。私のほうでちょっと気になっているのか、この改正の考え方、三つ四角があって、上の二つの文章が、求めているという書き方をしています。これは非常に、もしかしてお役所では普通の言い方なのかなとも思うんですけども、求めているというところの中身には二つの考え方があって、もともと除外を明確にしていますということもあれば、線量を含めるとどこにも書いていないですよというような両方の解釈があって、どちらも言っていることは間違いではないんだと思うんですけども、こういう言い方をするのではなくて、本来、線量の制限なり、それから遮蔽などの技術的な基準というのは、ちょっと受け売りのようで大変恐縮でもありますが、伴先生が委員会のほうでもおっしゃっておられたように、もともと source relatedのものであるというメッセージが、

非常に今日の説明の資料でも不足しているのかなと。

そこを当然だからおっしゃらないということなのかもしれないですけども、今後、改正に当たってメッセージを付け加えるのであれば、もともと source relatedで管理をすべきものについて、今こういうふうな条文であって、今回こういうふうに整理をするという、きっちりとした発信の仕方というのが非常に重要ではないかなと。

それがあれば、条文がどこかで除外をすとか、どこを特別入念的にということが、すつきり皆さんのほうに理解できるんだと思うんですけども、どこにも書いてないとか、特に言っていないとか、そこについては、入念的に除外しますとか、かなりややこしくなっていて、一番大事な individualではなくて、sourceで管理をしますよというところが、非常にグレーというか、見えなくなっているということが、私は非常に問題というか、分かりづらくしているなというふうに思っています。ほかの先生の御意見も聞きながらですけども、そこは大事な発信のポイントかなというふうに感じています。

以上です。

○甲斐会長 ありがとうございます。

今、高田委員からも御指摘いただいたように、この条文そのものが、いわゆる線源関連での規制というか、そういう考え方が明確に表現されていなかったと。個人関連と混同されるような記述になっていると。

恐らく、この線源関連という考え方は、ICRPでいうと1990年勧告以後出てきた考え方でございますので、その前につくられた法律じゃないかなと個人的には想像はしていますが、ですから、恐らくこのRI法以外の法令でもこういう傾向があるということですので、恐らく、この法体系そのものの記述を誤解がないように改めていくということは、恐らく審議会から発信していく必要があるかと思えます。

審議会は、この条文をどう変えろということは言うことは、なかなか難しいので、やはりこれが適切かどうかという審議をしているわけですけども、今日の御意見では、この2項を追加することは、少し1Fが特別であるということを与えてしまうと。ほかの施設でもレベルが違っても、同様の状況があるということで、そういった意味では、共通の問題意識にはならないんじゃないかということがございますので。

しかし、先ほど小田委員や大野委員が言われたように、説明を加えることで、きちんと理解をいただくという方法もあるだろうということですので、この辺を受けまして、今日は結論を恐らく難しい、出すことは難しいと思えますので、できましたら次回に継続をし

て審議をし、この問題はあまり、恐らく1Fの中で廃炉に向けての分析施設の建設ですので、のんびり1年2年構えて議論することはできませんので、やはり速やかに対応していくためには、今日御指摘いただいた問題点を含めて、どのように対応することがいいのかということ、今日御意見を継続して審議をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長 それでは、事務局の規制庁のほう、そのような対応をしていただけますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

○原子力規制委員会 官本管理官 はい、分かりました。そのようにいたします。

○甲斐会長 それでは、既に規制委員会からいただいた議論も、今の議論の中で、諮問の中で、関連して議論いただきましたので、今日御指摘いただいた点を踏まえて、次回、この諮問について再度案を事務局のほうで用意していただきまして、今日の御指摘を踏まえて、その上で再度、諮問について御議論していきたいと思ひます。

それでは、次の議題に移りたいと思ひます。

議題の2番目でございます。議題の2番目は、ICRP2007年勧告の取り入れについてでございます。

放射線業務従事者の健康診断に関しましては、2007年勧告の取り入れについては、原子力規制庁が実施しました放射線安全規制研究戦略的推進事業の中で、業務従事者及び事業者を対象にした健康診断の実態調査をしていただきまして、その結果を踏まえて取りまとめ作業を行ってまいりました。これを既にこの審議会で行ってまいりました。

前回の150回総会におきましてですけれども、この研究結果を踏まえて、審議会の委員の先生方から従事者の健康診断の今後の審議の進め方につきまして、御意見をいただきました。

本日は、前回いただきました御意見の概要を整理した上で、事務局に作成していただきました中間的な取りまとめの案について議論を行いたいと思ひますので、まず資料の151-2-1及び151-2-2に基づきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○高山放射線防護企画課企画官 事務局でございます。

この議題に関して、資料151-2-1と2-2に関して、まとめて御説明申し上げます。

まず、資料の151-2-1を御覧ください。こちらは、前回、第150回の総会におきまして、

この議題に関する先生方の御意見をまとめたものでございます。

大きく4点ほどの御意見をいただいたと認識しております。資料の右下の番号、2ページ目を御覧ください。4点のうちの一つ目の御意見でございますが、年間の被ばく線量のみで健康診断の回数や項目を一律に判断する考え方を適用するのは慎重になるべきだという御意見でございました。

こちらに関しては、第150回の総会の際に、放射線安全規制研究戦略的推進事業の調査結果の報告の中で、海外の事例が紹介されまして、それに関連する御意見でございました。横山委員からの御意見でございましたが、イギリスの事例でございました。イギリスの場合は、年間の被ばく線量が6mSvを超えると予測される放射線業務従事者に対してのみ健康診断が実施されていると。そのヨーロッパにおける放射線業務従事者をAとBにカテゴリー分類する仕組みが影響していると考えられますということでした。仮に日本で同様の制度を取り入れる場合には、抜本的な改正が必要になり、困難ではないかという御意見でございました。

二つ目の御意見でございますが、放射線審議会としての健康診断に係る取りまとめの方針についての御意見でございました。

こちらは小田委員、吉田委員からいただいた御意見でしたけれども、制度を変える必要はなく、現行制度において医師の判断で省略が可能であることについて、運用面でどのような工夫が可能であるか等をメッセージとして発信することが放射線審議会の役割ではないか、そのような御意見でございました。

三つ目の御意見は、3ページに移っていただきたいと思いますが、放射線審議会として発信するメッセージに関する御意見でございました。

こちらは大きく3点ほど御意見をいただきました。

まず1点目は、横山委員からでございましたが、放射線安全規制研究戦略的推進事業の調査で把握されました、効果的かつ効率的に健康診断を実施している施設の事例を紹介すると、他の施設の参考になるのではないかという御意見でございました。

二つ目の御意見は、吉田委員からでございましたが、健康診断だけに着目するのではなくて、放射線業務従事者としての登録、教育訓練、被ばく線量の測定及び線量管理について総括的に捉えまして、PDCAサイクルを回していくことが必要なのではないかという御意見でございました。

そして、3点目でございますけれども、高田委員、それから大野委員からの御意見でござ

ございましたが、健康診断の実施者及び受診者に、健康診断の意義、運用について理解されていない現状があるのではないかとということで、正しく理解されるようになれば、ICRPなどの考え方とも整合性がとれるのではないかとこの御意見でございました。

最後、4点目の御意見は、吉田委員からでございましたけども、議論に資するデータが必要ではないかという御意見でございました。職業被ばくとして年間の被ばく線量が、ほかの職種と比較して相対的に高いと思われる医療従事者に関して、健康診断を受診する立場からの意見を把握する必要があるのではないかとこの御意見をいただきました。

以上が前回第150回の議論の概要でございました。

それを受けまして、健康診断に関する審議の取りまとめの案が、151-2-2の資料でございます。

資料2-2の1ページ目を御覧ください。まず、最初に、経緯を記載してございます。こちらはICRP2007年勧告を受けて、その後の健康診断に係る国内制度の取り入れの議論を簡単にまとめたものでございます。

その経緯としては、第140回の総会で国内制度に取り入れるかどうかの検討の前に、必要なヒアリング等の取組について検討、整理をいただきました。そして、第141回の総会では平成30年度に放射線安全規制研究戦略的推進事業で採択されました調査研究事業、「放射線業務従事者に対する健康診断のあり方に関する検討」の調査結果を踏まえて中間的な取りまとめを行うという方針を決定いただきました。

これを受けまして、第145回の総会では、この調査の中間報告を踏まえまして、医療施設を対象にした調査が追加で必要という御意見をいただきました。その後、また調査を行いまして、第150回、前回の総会では、この調査の最終報告をいただき、今後の審議の進め方に関する審議をいただいたところでございます。今回151回の総会で、取りまとめの案に関する審議をいただくという経緯でございました。

2007年勧告以前の90年勧告も踏まえた審議の内容に関して、下段の「基本的な考え方と今後の対応方針」で、併せてまとめております。

これまでの審議の内容でございますが、一つ目の丸、放射線業務従事者に対する健康診断に関しては、これは放射線審議会から「ICRP1990年勧告の国内制度の取入れについて」ということで、平成10年6月に意見具申をいただきました。それに基づきまして、各法令への取入れが進められてきた状況でございます。

この意見具申においては、定期の特殊健康診断にありましては、血液、皮膚、それから

眼の検査は医師が必要と認めた場合に限り行うこととすべき、という意見具申でございましたが、それとともに「健康相談を含む包括的な健康管理が行われるシステムの整備が望まれる。」としておりました。ICRP90年勧告とこの意見具申を受けまして、当時の電離放射線障害防止規則、及び人事院規則におきまして、「医師が必要ないと認めたときに省略するとともに、年間5mSvを下回る被ばくの者については、医師が必要と認める場合において行う」ということとなりました。このような運用の改正などを踏まえまして、当該意見具申との整合性を確認してまいったという経緯でございます。

そして、平成30年度及び31年度に実施いたしました放射線安全規制研究戦略的推進事業における調査の結果といたしまして、この特殊健康診断については、制度の趣旨に沿って省略が行われているケースが少ないという実態があることが御報告されました。

この報告を踏まえまして、第150回の総会で審議をいただきました。この内容については、先ほど資料2-1の内容と重複しておりますが、ICRP2007年勧告が90年勧告から見解に変更がないということを踏まえますと、2007年勧告の取り入れの観点から制度を変更する必要はないという御意見がありました。

一方で、健康診断が制度の趣旨に沿って運用されるためには関係者の健康診断の意義、目的の理解を深める必要があるという御意見、そして、効果的かつ効率的な健康診断を実施していく事業者の事例を整理して紹介してはどうかという御意見、健康診断だけではなく教育訓練、線量管理、線量測定といった連携した取組が重要という御意見がございました。

それを受けまして、2ページ目を御覧ください。放射線審議会としての基本的な考え方の取りまとめの案でございます。

放射線審議会としては、現行の制度がその趣旨に沿って運用されるために、健康診断に係る意義や目的を以下のとおり改めて整理するとございます。3点ほどまとめてございます。

1点目ですが、放射線防護の観点からは、放射線業務従事者の線量管理が十分に行われていれば、一定の線量を超過しない限りは、放射線障害の発生やその兆候を把握するために定期的特殊健康診断を行う必要性は低いということ。しかしながら、一部に放射線業務従事者の線量管理が十分に行われていない実態もあるということで、線量管理の徹底の重要性が強調されるとしております。

2点目でございますが、放射線業務従事者に対する健康診断は、放射線業務従事者の健

康状態を把握して、より包括的な健康管理が行われることに寄与する点に意義があるということ。従って、一般健康診断と放射線業務従事者に対する健康診断は、一体的に実施されて、両者の結果が総合的に評価されることが重要ということが2点目でございます。

そして、3点目。健康管理を行う医師には、個々の作業者の作業条件と被ばくに関する情報が与えられる必要があるということ、そのためには放射線管理の担当者との連携が重要であること。その上で、健康診断の結果を評価判定して、健康相談を含む包括的な健康管理が行われるシステムの整備が望まれると結んでおります。

最後に、今後の対応方針でございますが、今後はこの考え方を踏まえまして、関係学会等において更なる理解促進に向けた、効果的かつ効率的な健康診断を実施している事例の整理等の取組が行われることに期待するという結びとしております。

以上が前回の議論、そして取りまとめの案でございます。

○甲斐会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明のありました中間的取りまとめの案につきまして、委員の先生方から御意見、御質問などありましたらお願いいたします。

前回議論していただきまして、その議論を反映した形ではなっているかと思いますが、御質問、また御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

横山委員、お願いします。

○横山委員 ありがとうございます。

取りまとめのほうも前回の議論を踏まえて、うまくまとめていただいたかと思います。

内容に関しては、これで結構かと思うんですけども、ぜひとも、やはりこれだけで理解をするというのは難しいと思いますので、最後にまとめていただいた、対応方針としてまとめていただいておりますけれども、更なる理解促進、効果的、効率的に健康診断を実施している事例等の整理というところを、ぜひとも、これは事業者の方々なり、学会ということになりますけれども、行っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○甲斐会長 ありがとうございます。

こういった内容の理解促進をするために、関係団体、特に学会等の御協力はどうしても必要だということですので、そういうメッセージを発信していくということは必要かと思っております。ありがとうございます。

その他。大野委員、お願いします。

○大野委員 大野でございます。

この事業に参加させていただいた者としての意見でもあるんですけども、最後の内容については、もう全く異論はございませんが、「関係学会等において更なる理解促進」という部分をどのような関係学会というふうにお考えかというところで、笑顔の先生方もいらっしゃるんですけども、基本的に産業衛生関係の学会というのが表向きではあるんですけども、調査の段階でも、一番は数的に多い医療従事者をどういうふうにしているかということであれば、やっぱり放射線関係の学会というところが主体的に取り組まなければいけないのかなというふうにも思っておりますし、どの程度のことを甲斐委員長はじめ事務局の方々も期待をしていらっしゃるかということをお伺いしておきたいなと思っております。

○甲斐会長 ありがとうございます。

大野先生は、具体的な学会名を、産業衛生学会をおっしゃられましたけども、あと放射線関連学会、医学放射線学会や放射線腫瘍学会、また放射線影響学会、放射線の関連学会、たくさんございますけども、そういった学会、さらにはどういった、こういう放射線従事者、特に原子力や医療全体に関わる問題でございます。非常に広い分野にわたりますので、学会だけではカバーし切れないかもしれませんが、何か御提案とかございましたら、この関連学会等、等ということでございますけど。どのように発信していくかというのはございますけど、できるだけ、やはりこういう審議会として中間取りまとめをしますので、やはりこの趣旨をしっかりと伝えていくということは非常に大切だと思いますので。

高田委員、お願いします。

○高田（千）委員 高田です。ありがとうございます。

ちょっと関係学会等の中に入るかどうかは微妙なんですけれども、基本的考え方のあるところの一つ目でも線量管理の徹底の重要性という記述をしていただいています。ただ、この審議会としては、この前に水晶体の話があって、線量管理の徹底が十分でないと言わざるを得ないところが、どこが対象かというのは、みんな非常に分かってしまっているんですけども、今回の中間的な取りまとめのペーパーだけを見ると、どういうところで線量管理が、どんなように不十分かというメッセージが残念ながらないんですね。恐らく、規制庁の戦略事業のほうにも多少の文言はあったと思うんですけども。

この事業についての結論なり、そこで知り得たこととしては、省略がそれほど行われていないというところだけの記述だと思われるので、やはり私としては対応方針の中に書くのが適切かはちょっと分からないんですけども、更なる理解促進の相手先としては、学会

だけではなくて、もう少し何か業態としての集合体であったりとか、場合によっては規制側ですかね、そういったところについても、メッセージとしての発信なり、検討というのが要るのではないかなというふうに思っています。

○甲斐会長 ありがとうございます。

やはりこの問題は、いわゆる学術団体の学会だけではなく、業態、いろんな産業界含めて、または規制側も含めて広く周知をして、この問題を今後、更にいろんな問題を関連団体に取り組んでいただきたいというメッセージかと思えますけど、事務局のほう何か、これにつきましてでございますでしょうか。特に規制側にとということですけど。

○小野放射線防護企画課長 事務局、小野でございます。

私どもこの放射線審議会開催後には、関係省庁との連絡会を持ってございますので、そういったツールを使いながら、周知徹底を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○甲斐会長 ありがとうございます。

規制側には、省庁連絡会を通して徹底周知、徹底していきたいということでございます。

学術関係、産業界、業態含めた様々なところに発信していく必要はあるであろうということでございます。

今日は、ここで細かく名前を挙げることはあまり適切ではありませんので、そういう関係学会等の等の部分を少し関連なところまで広げて、この健康診断の目的、在り方、そういったものをしっかり現場でも考えていただきたいと、健康診断の趣旨に沿って。何も省略することが目的ではございませんので、あくまでも効果的に従事者の健康を管理するための健康診断であると。特に、基本的考え方の2番目にありますように、一般の健康診断と一体的に実施していくという、そういうこともこの考え方で強調されていますので、そのためには、放射線の分野は線量を測れるというのは特殊なところでございます。ほかの産業の有害物質とは全く異なるところではございますので、線量というものが一つのリスクの指標にもなるものでありますので、線量管理というものは大切だということを改めてここには記載をしているわけですけども、この辺は皆さんも御理解をいただいたと思えますので、こういった内容をしっかり徹底していきたいと、発信していきたいという御趣旨かと思えます。

そのほか、この中間取りまとめについて。

松田委員、お願いします。

○松田委員 松田でございます。

この内容については、もう全くこのとおりにかなと思っております。やはり理解促進のためのツール、関係学会、関係すると思いますが、私も大学におりますと、やはりコロナの影響というのはもうかなり大きくて、昨年そもそも一般の健康診断もできなかったわけですね。この特殊健康診断もできないという施設、大学が多くあって、そんな中で、じゃ、これどうしようかという、かなり工夫をしてこられたところが多くある。特にこの省略規定をどう使うかということです。

ですから、ちょうど言ったら変ですけどもね、この機会に見直しがかげやすいのかなというふうにも感じてはおりますので、関係学会、それから大学関係、その他そういった業態に強く発信していくことが大事かなと思います。

以上です。

○甲斐会長 ありがとうございます。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 ありがとうございます。吉田です。

1ページ目のところで、これまでの審議内容のところ、平成10年6月の意見具申の項目として、「健康相談を含む包括的な健康管理が行われるシステムの整備が望まれる。」と書かれております。今回の基本的な考え方の中に、最後のところですが、やはり同じ文書はそのまま入っているわけですが、これは同じ文書でありながら、何らかのこの長い期間の間、改善等が見られる、あるいは変化が見られる、その上で、更にこういったシステムの整備が望まれるのか、あるいは全く整備がされていないので、早急な整備を望まれるのか、もう少しその辺りの表現をいかがでしょうかという御質問でございます。

○甲斐会長 ありがとうございます。

事務局のほう、いかがでしょうか。今の御指摘、90年勧告のときに指摘された問題と、今回、基本的な考え方で盛り込んだ内容がほぼ同じであるので、強調した形になっているというふうに私は理解していたわけですが、その点、どのような説明をしていけばよろしいでしょうか。

○高山放射線防護企画課企画官 事務局、高山でございます。

今、吉田委員から御指摘のありました箇所に関しては、おっしゃるとおり、90年勧告とそして今回の2007年勧告とで同じような表現ぶりとなつてはおりますけれども、会長おっしゃるとおり、ここは強調したいということでの同じ表現としてございます。

しかしながら、90年勧告と比較して何も進んでいないのかという御指摘に関しては、これはこのシステム整備に関する調査をして現状を把握したわけではございませんので、全く変わっていないのか、それともある程度改善したのかということに関しては、明確なエビデンス等は分からないところではございます。とはいえ、90年勧告から2007年勧告の17年の間に、全くシステムが整備されていないとも確かに言えないのではと推測いたしますので、おっしゃるとおり、単なる重複的な、全く同じような表現ぶりというよりも、更なるといったような、表現をすることのほうが適切である可能性はあるかと思えます。

○甲斐会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。その他、この問題につきましては、今回、調査でやはり線量が管理が重要であるという点が御指摘あって、健康管理を行う医師の先生方との連携というのが、まだ十分でない側面が見受けられたということで改めてここを強調したと、やはり線量管理と連携していくことも大切だということが指摘されたかなと思います。

確かに今、高山企画官から御説明があったように、こういう詳細までは今回把握はできておりませんが、90年勧告以後は進展があるだろうけど、今後その辺をどこかできちんとフォローしていくということが必要なのかもしれない。これに関係しまして、いかがですか。

つまりこういうメッセージを発信していくことは大切なんですけど、それが現状どうなっているのかという、そういう御指摘かと思えますので、今後、審議会が何かチェックをするということはなかなかできませんが、やはりそういうメッセージを出すことはできますので、きちんとフォローする必要があるということかと思えます。いかがでしょうか。

中村委員、お願いします。

○中村委員 会長の御発言のあったとおり、これがちょっと今後どういう結果になっていくのかなというところで、ぜひ行政の方も含めてフォローをちょっとお願いしていきたいなと思っています。

すみません、ちょっと質問がございまして、二つなんですけども、まず1点が基本的な考え方に、先ほどの健康診断のことにお触れされていると思うんですけども、この一体的に実施というのは、具体的にこれはどういう意味か、同時にやるということでしょうか、それとも、同じ事業者でこれは一体的にやるという、そういった意味なんでしょうか。

○甲斐会長 事務局のほう、いかがでしょうか。この2番目の一体的に実施するというこの意味でございすけど。

○高山放射線防護企画課企画官 この「一体的に実施され」というのは、実施者というよりも、一般健康診断の結果評価と特殊健康診断、放射線業務従事者に対する健康診断の結果評価が、総合して医師などによって評価されるべきではないかという意味での「一体的な実施」を意味しているところでございます。

○甲斐会長 大野委員、お願いします。

○大野委員 すみません。今十分な御説明を高山様のほうからいただきましたけれども、この研究の報告書をまとめる時点でのことを少し補足をさせていただきたいと思えます。

この特殊健康診断というのが、一般健康診断の補助物で、補助、この表現が悪いかどうか分かりませんが、一般健康診断を受けた上で特殊健康診断を追加として実施すべき、粉じんですとか、高圧高所作業ですとか、いろいろなものがあるということが、放射線従事者のほうにはかなり忘れ去られているのではないかというような意見とか、集計結果がありましたので、附属しているものであるということをぜひ御理解くださいという意味で強調して報告をさせていただいたところであります。

以上です。

○甲斐会長 ありがとうございます。

従事者にとっては、有害物というのは放射線だけではない。様々な危険物にさらされる可能性がございますので、そういったものも総合的に具体的に健康診断というのは行われる必要があるんだと、そういったことを強調したということでございますけれども、よろしいでしょうか。

○中村委員 一体的なことについては理解いたしました。

もう1点、最後の今後の対応方針のところなんですけれども、この各関連学会等において期待されるこの取組というのは、具体的にどのようなイメージがあるんでしょうか。

○甲斐会長 この対応方針の取組の具体的なイメージということでございますけど、事務局のほう、いかがでしょうか。

○高山放射線防護企画課企画官 事務局、高山でございます。

取組に関しては、まず記載がございますとおり、効果的、効率的な健康診断の事例の整理といったことが代表例として書いてございます。それ以外にも、この基本的考え方で3点ほど掲げさせていただいております、この内容の取組も学会に協力をいただけたらとは考えております。医師なり、健康診断を行う者と、放射線管理の担当者との連携を、学会を通じて御認識いただくといったようなことなどを想定しておるところでございます。

○甲斐会長 ありがとうございます。

こういった取組というのは、具体的にはかなりいろんなことが考えられるわけですが、今回御指摘いただいた基本的考え方ものを具体化していくための各学会、各団体等での取組ということは求められますので、やはり具体的なところまでここで指定することはできませんけども、今後、しっかりフォローしていくということは必要かなというふうには思いますので、審議会では、しっかりフォローしていくということを議事録にも書いて、今後、この問題について、これで終わったわけではありませぬので、あくまでも中間的な取りまとめでもありますし、今後どのように運用されていっているのかをしっかりとチェックをしていくということが必要かと思ひます。

そのほか、委員の先生方、いかがでしょうか。

○谷川委員 谷川ですけど、聞こえますか。

○甲斐会長 谷川委員、よろしくお願ひします。

○谷川委員 ビデオのほうが、こちらの機器の調子が悪くて停止したままですけども、皆さんの御発言は十分に聞こえていました。

健康診断における今後の方針で、先ほど具体的な事例という話がありました。やはりこれは今後、実行性のある方法についても提示する必要があると考へます。

それから、具体的な事例としては、やはり実務者で実際に行われているような場も、ぜひ紹介していただくと効果的ではないかなと考へています。

例えば福島第一原発ですけども、御存じかと思うんですが、2011年より東京電力福島第一原子力発電所医療体制ネットワーク会議というものを、事故直後で多い年には年6回、現在では年2回開催しています。そこには東電の皆さんのほか、放射線関連の専門の先生方、関係学会の先生方、産業医大の先生方等です。あと関係する省庁の方に集まっていたきまして、包括的な、放射線による被ばく関連だけではなくて、全体的な健康管理、そして熱中症等の労働衛生環境の整備についてのディスカッションがされておひります。

ですので、学会としての取り組みの他、すなわちこうした実務者レベルでの、お互いに意見を交換する場というものも必要に応じて行うことが、労働者にとって、メリットが高いのかと、重要な視点なんではないかというふうには思ひますけど、情報提供ということで述べさせていただきます。

○甲斐会長 ありがとうございます。

すみません、谷川委員の意見、少し聞きにくかったんですけど、私の理解では、1Fの中

でやっぱり実務者レベルで健康管理の問題はしっかり意見交換をしたりしていく取組、また、そういった実務レベルの事例をしっかり共有していくという御指摘かと思いますが、谷川委員、間違っていないでしょうか。ちょっと十分聞き取れなかったものですから。

○谷川委員 どうもありがとうございます。その理解の方向です。ありがとうございます。

○甲斐会長 どうもありがとうございます。

先ほどから学会だとか、業態、少し実務者レベルでの意見交換やそういう経験例、事例をしっかり共有していくということも大切かというふうには思います。ありがとうございます。

その他、この健康診断、中間取りまとめについて御意見、何でも結構ですので、この議論については、最後になるかと思しますので。

今日、出ました意見としましては、この関係学会等についてもいろいろ情報発信していくべきだということ、学会にとどまらずですね。さらには、こういった取組を含めてこの考え方に書かれていることが、今後どのようにしっかり実施されていっているのかということも随時フォローしていく必要があるだろうと、そういう御指摘をいただきました。

その他、何かございますでしょうか。

もし、よろしければ、この中間取りまとめの案につきましては、この案で皆さん御同意いただいているようですので、この取りまとめを了承いただけたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長 ありがとうございます。

じゃあ、この取りまとめ案につきましては、これで承認いただいたということにしまして、御指摘いただいた特に今後の学会等へのメッセージ、発信及びフォローといった、そういったことについては、きちんこの議事録に残し、今後、実施を続けていきたいというふうには思います。

ありがとうございました。

それでは、これで本日、予定していた議事は全て終わりでございますけども、何かございますでしょうか。

事務局のほうで何か追加的なものはございますでしょうか。

○高山放射線防護企画課企画官 特にはございません。

○甲斐会長 ありがとうございます。

それでは、本日は、これで終了したいと思います。

今回の懸案になりました諮問につきましては、引き続き次回の審議会で継続審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次回以降のスケジュールについて、事務局のほうからお願いします。

○小野放射線防護企画課長 事務局、小野でございます。

次回につきましては、別途調整をさせていただきまして、その上で御連絡させていただければと思います。

以上でございます

○甲斐会長 ありがとうございます。

委員の皆様には、活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上で放射線審議会総会151回を終了いたしたいと思います。

どうも皆様、ありがとうございました。